

「電波利用環境委員会報告（案）に対する意見募集一低周波領域における電波防護指針の在り方一」（平成 26 年 12 月 26 日報道発表）の結果等について

1. 意見募集結果

平成 26 年 12 月 27 日から平成 27 年 1 月 26 日まで意見募集を行ったが、意見の提出は無かった。

2. 報告書案からの変更点

下記の点については、表記の修正が必要と考えられる。

該当箇所	旧	新
Ⅲ 検討経過 (1)委員会 での検討 (P1)	イ 第 18 回(平成 26 年 12 月 5 日) 委員会報告案について検討を行 った。	イ 第 18 回(平成 26 年 12 月 5 日) 委員会報告案について検討を行 った。 ウ 第 20 回(平成 27 年 2 月 18 日) 委員会報告の審議及び取りまと めを行った。
情報通信審 議会 情報 通信技術分 科会 電波 利用環境委 員会 構成 員 (P3)	いのうえ まさひろ 井上 正弘 うえの しょうごう 上野 照剛 しのづか たかし 篠塚 隆 とくだ まさみつ 徳田 正満 ふくなが かおり 福永 香	いのうえ まさひろ 井上 正弘 ※ うえの しょうごう 上野 照剛 ※ しのづか たかし 篠塚 隆 ※ しみず としひさ 清水 敏久 ◆ そね ひであき 曾根 秀昭 ◆ たじま きみひろ 田島 公博 ◆ とくだ まさみつ 徳田 正満 ※ ふくなが かおり 福永 香 ※ やまざき けんいち 山崎 健一 ◆

		<p>わけ かなこ 和氣 加奈子 ◆</p> <p>※印の構成員は、平成 27 年 1 月 5 日まで。◆印の構成員は、平成 27 年 1 月 6 日以降。</p>
2. 1. 3. 防護指針の構成 (P25)	③では、人体内部の電磁現象を直接評価しなくては判断できない問題が含まれる。特に、 <u>100kHz 以上で、人体と電磁放射源が 20cm (300MHz 以上では 10cm) よりも近接した場合には、局所吸収指針による評価を行う</u>	③では、人体内部の電磁現象を直接評価しなくては判断できない場合が含まれる。 <u>この場合において、特に 100kHz 以上であって、人体と電磁放射源が 20cm (300MHz 以上では 10cm) よりも近接した条件下では、原則として局所吸収指針による評価を行う。</u>
1. 定義 (P21)	(6)「管理指針」とは、基礎指針を満たすための実測できる物理量(電界強度、磁界強度、電力密度、電流及び比吸収率で示した、実際の評価に用いる指針のことをいう。	(6)「管理指針」とは、基礎指針及び <u>基本制限</u> を満たすための実測できる物理量(電界強度、磁界強度、電力密度、 <u>磁束密度</u> 、電流及び比吸収率で示した、実際の評価に用いる指針のことをいう。
1. 定義 (P21)	(7)「電磁界強度指針」とは、対象とする空間における電界強度、磁界強度及び電力密度によって、当該空間の安全性を評価するための指針をいう。	(7)「電磁界強度指針」とは、対象とする空間における電界強度、磁界強度、電力密度及び <u>磁束密度</u> によって、当該空間の安全性を評価するための指針をいう。
1. 定義 (P22)	(25) 14. 「平均時間」とは、指針値への適合性を評価するために、着目した生体作用に基づき設定した測定のための時間をいう。電波防護指針で用いる平均時間は、 <u>刺激作用においては 1 秒以内、熱作用においては 6 分間</u> である。	(25) 14. 「平均時間」とは、指針値への適合性を評価するために、着目した生体作用に基づき設定した測定のための時間をいう。電波防護指針で用いる平均時間は、 <u>熱作用においては 6 分間</u> である。
参考資料 1 (P42~P46)	全ての「電波防護指針」を、「電波防護指針(平成 2 年答申)」または「平成 2 年答申」に修正	
参考資料 6 (P57)	③ <u>正弦波へのばく露について</u>	(削除)

※その他誤植を修正。